

文化的景観の保全に対する住民の意識・意向に関する研究 -新座市野火止用水を事例に-

06CS003 岡村拓哉

論文要旨

本論文で取り上げる文化的景観とは、2004年に文化財の新しいカテゴリーとして導入されたものである。文化的景観といえる風景はこれまで多くが失われてきているが、この景観がもつ多くの役割、すなわち風景としての美しさだけでなく、歴史や風土、文化などを継承し、また観光資源ともなりえる可能性を持ち、そして何より地域住民に自分の住むまちへの誇りやアイデンティティをも与えることなどを考えると、保護・保全し将来へ継承すべきものであると考えられる。

本研究では、文化的景観の保全について考察していくにあたって、文化的景観が生活や生業、風土などを表す景観であるという特徴から、その構成要素の多くが民有地に存在することにかんがみて、地権者の文化的景観に対する意識や意向、またその他一般市民についても同じく意識を明らかにし、両者の意識の差から浮かびあがる課題を明らかにすることを目的とする。また、文化的景観の保全のために今後望まれる行政施策や法制度についても考察する。

研究方法として、まず現在の行政施策や法制度、また対象地の基本的な情報について文献等による整理をおこなった。さらに対象地の文化的景観を構成する農地、林地の変遷について、埼玉県及び米軍によって撮影された異なる4つの年代の航空(空中)写真を用いて分析した。そのうえで、地権者に対してはヒアリングを、その他の住民にはアンケートをおこない、結果を分析することでその意識や意向を明らかにし、さらにこれらを行政施策や法制度とすりあわせることで、その課題を考察した。

その結果、地権者や一般市民がそれぞれに対象地の文化的景観に価値を見出し、その保全を望んでいることがわかった。しかし、地権者は農地や雑木林を今後も所有し続けることについて後継ぎや農業の採算性の問題を抱えており、重要文化的景観の保全にあたっては、特に税制・財政上の支援が望まれていることがわかった。一方、一般市民については、見出された文化的景観の要素の一部は、重要文化的景観の選定にむけて議論されているものとは異なること、また文化的景観についての知識が不足しているにも関わらず、その保全には全面的に賛成しているという状況が明らかとなった。



-野火止用水の文化的景観-

野火止用水(1655年開削)は、移住してきた農民の飲料水、生活用水の確保を目的に作られた。

野火止用水の文化的景観は、用水だけでなく農民の住む屋敷や屋敷林、農地、農地への堆肥がつくられた雑木林などが一体となって形成されてきた。広大な面積をもつ平林寺境内林(写真)が代わりをすることもあった。

(写真)野火止用水本流・野火止緑道を挟んで、平林寺境内林と農地が広がる。